

令和3年9月9日

ゆりのき保育所入所者保護者 各位

筑波大学総務人事担当副学長

加藤 和彦

ゆりのき保育所における利用自粛要請期間の延長について（依頼）

平素よりゆりのき保育所の運営にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。令和3年9月3日付け通知にて家庭での保育が可能な場合における保育所利用の自粛へのご協力をお願いしているところですが、新型コロナウイルスの感染拡大が依然として続いており、つくば市内の小中学校の臨時休業が延長されたことを踏まえ、下記のとおり自粛をお願いする期間を延長させていただきます。保護者の皆様におかれましては、引き続き可能な範囲でご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 自粛要請期間

9月26日（日）まで（ただし、今後の状況により延長する可能性があります。）

2. 自粛対象者

家庭での保育が可能な方

3. 利用料金の取扱い

9月分の保育料は、次の通り減額措置を行います。

（1）月極め保育の方

①月極め保育料は、利用日数に応じて、月額保育料を日割り計算した額とします。

②利用変更期限後のキャンセルに係る延長料金は、徴収いたしません。

③光熱水料、食事・おやつ代は通常時から変更ありません。

（2）一時保育の方

利用変更期限後のキャンセルの場合も保育料（延長料金含む）は徴収いたしません。

ただし、光熱水料、食事・おやつ代は通常時から変更ありません。

4. 利用料金の請求方法

事務手続きの都合上、通常時と同じ方法で一度請求させていただいた後に、減額後の保育料との差額を翌月の利用料金にて精算させていただきます。

（例）月極め保育の場合

10月口座振替：9月分利用料金（満額）

11月口座振替：10月分利用料金（満額）－9月分差額（月極め保育料一日割計算額）

また、利用料金の請求方法の変更に伴い、保育無償化にかかる保育料の領収証等の発行時期も通常時の1か月後（9月利用分の場合、12月中旬）となりますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

5. その他

新型コロナウイルスの感染症の状況の変化により、ゆりのき保育所における対応も変更が生じる可能性があります。変更が生じた場合には、通知を配布するとともに、ゆりのき保育所の HP にも掲載いたしますので、併せてご確認くださいませようお願いいたします。また、大学における新型コロナウイルスへの対応が大学 HP に掲載されておりますので、こちらも併せてご確認くださいませようお願いいたします。

○ゆりのき保育所 HP

https://diversity.tsukuba.ac.jp/?page_id=1832

以上

(担当)

総務部組織・職員課（労務）藤田、森

電話：029-853-2125

e-mail：shokuin-roumu@un.tsukuba.ac.jp

※在宅勤務により担当者が不在の場合があります。

お問合せは可能な限りメールでお願いいたします。